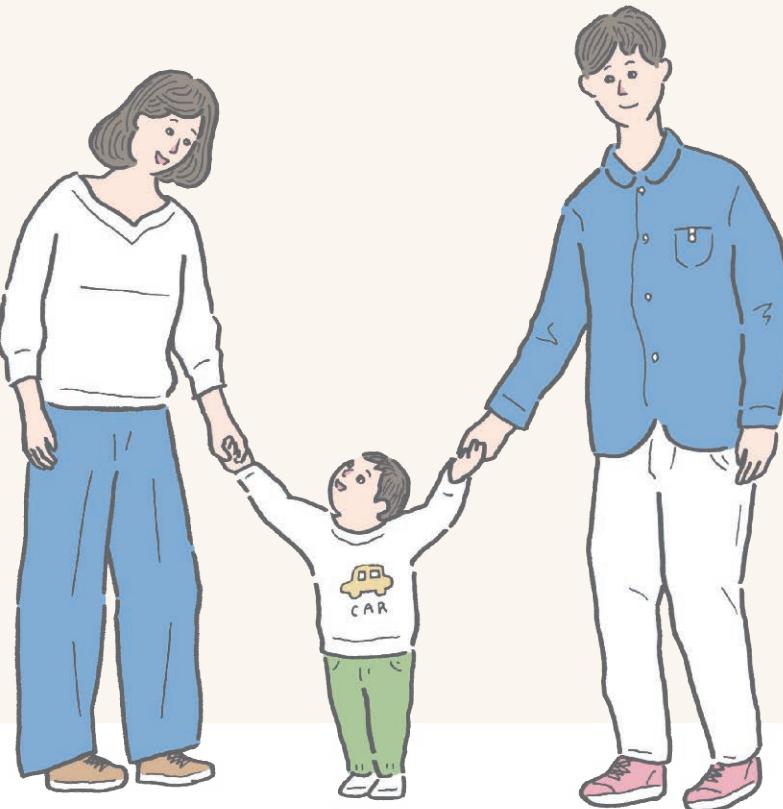


里親を ご存じですか？

里親家庭の理解のために



さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育するのが「里親家庭」。日本では現在、子どもの権利条約および児童福祉法の理念にのっとり里親家庭を増やしていくことを目指しています。

こうしたなか、里親だけでなく、地域という広がりのなかで子どもを支える必要性が高まっています。地域の皆さんに、里親家庭・里親制度について知っていただき、「社会で子どもを育てる」ことへの理解を深めていただければ幸いです。

よくある疑問・質問

Q. 日本にはどれくらいの数の里親家庭がありますか？

2022年3月31日現在、里親家庭全体では、4,759世帯であり、このうち養育里親の世帯は3,774世帯です。委託されている子どもの数は、里親家庭6,019人、ファミリーホーム1,688人です。国が「家庭養育優先の原則」を掲げたことで、近年、里親家庭の数は増えていますが、依然として多くの子どもたちが施設で暮らしており、これからもより多くの里親が必要とされています。

Q. 里親と養子縁組との違いは？

大きな違いは親権です。養子縁組は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度であり、養親が子の親権者となります。里親には親権ではなく、国から養育に必要な里親手当等を支給され、一定の期間委託されることになります。したがって、里親と子どもの苗字は異なります。学校等では、子どもの希望を踏まえて、里親と同じ苗字を通称として使う場合もあります。

Q. 里親は誰でもなれるのでしょうか？

養育に対する熱意があり、経済的に困窮していない人であれば、特別な資格は必要ありません。児童相談所での面談、都道府県が実施する養育里親研修等を受けて認定され、登録されます。独身の場合も条件によっては可能なので、児童相談所にご相談ください。



さらに理解を深めるために

里親制度・支援をさらに詳しく知りたい方へ、おすすめのホームページをご紹介します。



こども家庭庁 —里親制度等について

2023年4月1日に発足した「こども家庭庁」。こどもまんなか社会の実現のための政策として社会的養護・里親制度を解説しています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-you-go/satooya-seido/>



日本ユニセフ協会 子どもの権利条約

世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年に採択され、日本は1994年に批准しました。子どもの意見の尊重等、学校でも大切にしたい権利が掲載されています。

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



フォースタリングマーク プロジェクト

子どもの家庭養育推進官民協議会が家庭養育のシンボルとして作成したフォースタリングマーク。里親制度の解説や里親家庭を経験した若者等のインタビューなどが掲載されています。

<https://fosteringmark.com/>

本リーフレットのダウンロード <https://nf-kodomokatei.jp/news/2024tsunagari.html>



日本財団
The Nippon Foundation
〒107-8404
東京都港区赤坂1丁目2番2号日本財団ビル

子どもたちに家庭を
プロジェクト

<http://nf-kodomokatei.jp/>



THE NIPPON
FOUNDATION

日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION
里親が育てる。
社会が支える。

地域のみなさんに知りたいこと

里親家庭では、さまざまな事情により 家族と離れて暮らす子どもを預かり、育てています

里親制度は、子どもが一定の期間、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境で育てられる、子どものための制度です。親の病気や貧困、育児放棄など、さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもたちは、全国で約4万2千人います。こうした子どもたちは児童福祉法(第27条第1項第3号)の規定に基づき、児童相談所が、乳児院・児童養護施設等への入所や里親・ファミリーホームへの委託を決定します。

里親には大きく分けて4つの種類があります

● 養育里親

保護者がいない子ども、あるいは保護者の病気や経済的な理由で育てることが困難・不適切と判断された子どもを迎える里親のことです。保護者が子どもを育てることが可能になる時まで、場合によっては子どもが社会人になるまで生活を共にし、養育することもあります。養育里親研修を受ける必要があります。



※ ファミリーホーム〈小規模住居型児童養育事業・第2種社会福祉事業〉
経験豊かな里親等が養育を担う制度です。養育里親との違いは子どもの定員が5人もしくは6人であり里親家庭よりも大きな家族となります。

● 養子縁組里親

養子縁組を望んでおり、後に養子に迎え入れることを前提として養育する里親のことです。
養子縁組里親研修を受ける必要があります。

● 専門里親

虐待を受けて、心に大きな傷を負った子ども、非行などの問題がある子ども、身体障害・精神障害・知的障害がある子どもを受け入れる専門性を持つ里親です。3年以上の里親経験があり、専門里親研修を受け、養育に専念できることが必要です。

● 親族里親

里親になると子どもが三親等以内の親族で、子どもの両親や保護者が死亡・行方不明などにより子どもを養育できない場合に、その子どもを受け入れる里親です。

短期の里親は
自治体によって
名称も運用も
多様です。

● 季節・週末里親 フレンドホーム等(ボランティア)

週末や夏休み・お正月などの長期の休みに、保護者のもとに帰れない子ども等を家庭に迎え入れる里親です。自治体により、「三日里親」や「フレンドホーム」など、名称も運用も異なります。

● ショートステイ里親 一時保護里親

ショートステイ里親とは、保護者の病気や育児疲れなどで、短い期間、親元を離れる必要がある子どもを預かる里親です。児童相談所で一時保護をした子どもを預かる里親もいます。

里親家庭で暮らす子どもたちの境遇はさまざまです。里子だけでなく、里親家庭の「実子」も心理的な影響を受けている当事者であり、里子同様「里親家庭で暮らす子ども」としての支えが必要です。まずは子どもの声を聞き、一人ひとりに寄り添った配慮をお願いいたします。

里 親や里親家庭で暮らす子どもたちは、地域の中でさまざまな困りごとに遭遇することがあります。次のような場面に出会ったら、里親家庭の立場からサポートいただけすると助かります。
個別の対応で不明な点があれば、里親や担当の児童相談所窓口等にご確認ください。



受診券について

里親家庭は児童福祉法に基づき児童相談所が発行した「受診券」を持って医療機関を受診します。保険証がある場合、ない場合でも本人負担はありません。



病院等での 名前の呼び出しについて

里親と子どもの苗字は異なります。実名ではなく通称名(里親の苗字)で生活している場合、里親からの申し出があった場合は通称名で呼び出すなどの配慮をお願いします。



銀行口座を開設したり、各種サービスの契約をするとき

契約等の際に、里子の保護者を里親が担うことがあります。また、保護者の苗字が異なることから、何度も説明や書類提出を求められたりすることがあります。社内での情報共有により、手続き負担の軽減にご協力をお願いします。



里親家庭から自立した後に…

自立後に、家を借りるときや入院、就職・各種手続き等において、保証人や緊急連絡先がないために手続きが滞る場合があります。個別の事情に配慮したご対応を願います。



最寄りの
児童相談所
一覧

